

墨田区放課後子ども教室運営支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本区の放課後子ども教室は、小学校区ごとにPTAや地域住民等で組織される運営委員会が運営を行っている。放課後子ども教室を開設できていない小学校区においては、運営の担い手の確保が大きな課題となっており、地域人材の発掘や開設に向けた支援、さらに開設後は運営委員会で安定的、継続的に活動できるようにする運営支援等が必要である。

そこで、これらの業務を委託することとし、専門的な知識や経験に基づく効果的かつ具体的な提案を求めるため、プロポーザル方式により受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 件名

墨田区放課後子ども教室運営支援業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

3 提案限度価格

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 当該業務を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有していること。
- (10) 他の自治体において、過去5年間に、地域主体による放課後子ども教室の運営支援（開設支援）業務を行った実績を有すること。

5 スケジュール（予定）

	項目	日程（提出期限）
1	公募開始・実施要領等配布	令和6年2月20日（火）～令和6年3月7日（木）
2	質問票の提出期限	令和6年2月27日（火）

3	質問に対する回答	令和6年3月1日（金）（予定）
4	応募書類の提出期限	令和6年3月8日（金）
5	審査実施	令和6年3月15日（金）
6	審査結果の通知	令和6年3月22日（金）（予定）
7	契約締結	令和6年5月上旬（予定）

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和6年2月20日（火）から令和6年3月7日（木）まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和6年2月27日（火）午後5時【必着】

受付期限を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

(2) 受付方法

質問票（様式5）により電子メールで提出すること。

メールアドレス：CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp

電子メールの件名を「プロポーザル質問票 貴社名」とすること。

(3) 回答方法

質問及び回答を、質問者名を伏せた上で、令和6年3月1日（金）（予定）に区ホームページにて公開する。

なお、質問内容が意見の表明と解されるもの、法人名及び連絡先が未記入のもの、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものに対しては回答しない。

8 応募方法等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

ウ 法人概要及び業務実績（様式3）

4（10）に関する実績は、詳細のわかる資料等を添付すること。

エ 法人役員名簿（様式4）

オ 定款の写し

カ 任意による参考資料（会社案内・パンフレット等）

キ 過去3年間の財務諸表の写し

ク 見積書（内訳等記載のこと。）

ケ 企画提案書

原則、A4版とし、表紙を除き15ページ以内とすること。

(2) 提出部数等

上記提出書類ア～カを1部、キ～ケを11部（正本1部、副本10部）

審査の公平性を保つため、キ～ケの副本には、提案者が特定される情報（社名、ロゴ等）を記載しないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

なお、郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(4) 提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課（墨田区役所11階）

電話：03-5608-6311

(5) 提出期限

令和6年3月7日（木）午後5時【必着】

9 企画提案書の記載項目

企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、「11 審査項目及び審査基準」を参考に次の事項について記載すること。

ア 業務の実施方針及び体制

イ 業務スケジュール

ウ 地域人材の確保に向けた取組内容等に関する提案

エ 放課後子ども教室の新規開設に向けた取組内容等に関する提案

オ 運営委員会が安定的、継続的に活動するための支援方法等に関する提案

カ その他、独自の提案や自由意見等（任意）

10 選定方法

区職員で構成する選定委員会を設け、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。

企画提案内容に関するプレゼンテーションは15分とし、その後選定委員によるヒアリング（10分程度）を行う。

なお、プレゼンテーションはプロジェクター等の機器使用を可とする。プロジェクター及びパソコンは区が用意する。ただし持ち込みも可とする。

11 審査項目及び審査基準

	審査項目	審査基準
1	放課後子ども教室事業への理解	・本区の放課後子ども教室の方針や課題を理解できているか ・提案された内容が、本業務に有効であるか
2	新規開設に関する提案	・目標設定やスケジュールが示されているか。その内容が事業を実施するうえで適切な内容であるか ・地域人材の参画を得るための具体的な方法が示されているか
3	運営支援に関する提案	・関係者等の資質向上のための研修の内容等 ・運営委員会へのサポートについて具体的な方法が示されているか
4	業務遂行力	・本業務を円滑に履行することができる人員を配置しているか ・本業務で知り得た情報の守秘義務等、個人情報保護に関する取組は適切か ・説明や質疑応答が的確で分かりやすいか

5	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか ・十分な費用対効果が得られるか
6	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と同種または類似の業務実績

1.2 選定結果

参加事業者に個別に通知する。また、契約締結後、次に掲げる事項を区ホームページに掲載し公表する。

- (1) 契約件名
- (2) 業務内容及び履行期間
- (3) 契約金額
- (4) 選定経過の概要及び選定結果

1.3 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (3) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (6) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (7) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

1.5 問合せ・提出先

墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

担当 高宮

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所11階）

電話：03-5608-6311 FAX：03-5608-6411

メールアドレス：CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp